

海外労働事情

イギリス／新移民政策、公表される―移民受け入れの厳格化―

二〇〇五年二月、クラーク内務相は、入国管理五カ年計画に基づく新たな政策案を公表した。同案では移民受け入れの審査がより厳しくなり、英国内の求人なしに入国が認められるのは、医師、技師、金融専門家、情報技術専門家などの高度熟練労働者に限られ、農業、食品加工業、ホテル業、レストラン業で実行されている非熟練労働者割当て制度は段階的に廃止される予定となっている。

新移民政策の概要

新規一〇カ国がEUに加盟した二〇〇四年五月以後、内務省に新規登録された移民労働者数は約九万人。英国政府はこれまで、新規加盟した東欧諸国からの労働者を受け入れることは、非熟練労働者に関する労働市場の供給不足の解消につながるの見解を表明してきた。しかし、今回の新制度の導入は、英国の移民政策が、非熟練労働者に対する移入制限と熟練労働者のより積極的な受け入れに向けて路線転換することを印象付けた。新たな政策では、入国を希望する移民労働者に対する技能試

験および年齢、技能、職歴、学歴などを点数化するポイント制が導入される。また、移民労働者を雇った雇用者には制度運用の監視者としての立場が求められると同時に、不法入国労働者を雇用した場合は二〇〇〇ポンドの罰金を科す規定が盛り込まれた。また移民労働者の居住に関する規定も変更される予定。一定水準以上の資格を備えた熟練移民労働者は、英国で五周年労働した後、語学試験と市民資格試験に合格すれば、家族とともに英国に定住することが認められる。しかし非熟練移民労働者については、家族とともに入国することは認められないほか、社会福祉給付の申請資格も与えられず、さらに五年後には帰国しなくてはならないという厳しい内容となっている。

移入制限によるインフレを懸念する声も

この非熟練移民労働者を制限する移民政策については、賃金インフレの懸念を示す意見も少なくない。英国人材マネジメント協会(CIPD)主席エコノミストであるフィルポット氏は、「移民労働者は逼迫する労働市場において過剰な賃金圧力に対する安全弁の役割を果たしている」と主張。イングランド銀行

のキング頭取も同様に「経済成長がここ数年続いているにもかかわらず、インフレが抑制されてきた理由の一つが移民労働者の存在にある」との見解を示している。また、英国公共政策研究所のスリスカンダラジャヤ席研究員氏は、「移民政策は労働力需要を満たすものでなければならず、それができなければ、英国は深刻な賃金インフレに見舞われ、その統制は困難になるだろう」と指摘している。

米国の国家情報評議会(NIC)の「世界の未来予測図(Mapping the Global Future)」は、欧州諸国は将来、大規模市場、統一通貨、高度熟練労働力、高い国内総生産、民主的安定性など多くの点で優位な状況が続くだろうと予測している。しかし、同時に欧州諸国は、経済成長を維持できるだけの労働力を確保できない恐れがあるとも警告している。経済成長の維持には、女性と初老者(五〇歳〜六五歳)層の労働市場への復帰が不可欠とされるが、これに次ぐ重要度で合法的移民労働力の確保と枠の拡大が重要とされている。新政策の行方が注目される。

(国際研究部 淀川京子)

フランス／世帯と就業状況、フランスにおける四半世紀の間の変化

二〇〇五年一月、INSEE(国立統計経済研究所)は、フランスにおける「世帯と就業状況」に関する分析結果を発表した。主な内容は、以下の通り。

世帯ごとの就業状況の変化

1. 概観

就業可能な者(二五歳から五九歳で、学生および年金受給者以外)が少なくとも一人以上いる世帯のうち、就業し得る家族全員が就労している世帯の割合は、増加傾向にある(一九七五年は五六・八%、二〇〇二年は六七・八%)。

一方、有業者が皆無の世帯(無業者(注1)のみの世帯)も増加。一九七五年には六・三%であったものが、二〇〇二年には二二・二%へと倍増した。また、失業者の増加・失業期間の長期化などにより、失業者のみの世帯(注2)の割合も一九七五年の〇・九%から二〇〇二年には三・五%へと大幅に増加した。

なお、有業者と無業者が混在する世帯については、減少傾向にある。これは、先進諸国で共通にみられる現象とされる。

2. 片親世帯

片親世帯に限ると、有業者が皆無の世帯の割合が、大幅に増加している(一九七五年は九・六%、二〇〇二年は二・五%)。特に、小さい子どもがいる世帯で、その傾向は顕著である。三歳未満の子どもがいる片親世帯で、有業者が皆無の世帯の割合は、一九七五年には二二・九%であったのに対し、二〇〇二年では、五九・一%にまで増加している。三歳から五歳の子供がいる片親世帯では、有業者が皆無の世帯の割合は、一九七五年が八・九%で、二〇〇二年には三六・八%となっている。

3. 共働き世帯

夫婦とその子供から成る世帯のうち、就業可能な家族全員が働いている家庭(多くは夫婦が共働きの世帯)の割合は、一九七五年の四五%から二〇〇二年には六三%へ上昇した。しかし、小さい子供がいる家庭では、「夫婦のうち一方が働き、もう一方が働かない」という世帯の割合が、かなり増えている。また、子供が多ければ多いほど、夫婦のうちどちらかが就労しないというケースが多い。子どもがいる夫婦では、「仕事」と「育児」という役割を、夫と妻で分担していることがわかる。

4. 学歴と世帯の就業傾向

失業統計と同様に、学歴や年齢により、世帯ごとの就業の傾向が異なる。子供がいる夫婦世帯のうち、

夫婦とも無業者である世帯の割合は、中学校卒業以下の学歴の場合、一九七八年から二〇〇二年の間に、三・一％から九・五％へと急増。それに対して、バカロレア（大学入学資格）以上の学位所持者がいる家庭で、夫婦共に無業者の世帯の割合は、常に三％を下回る水準である。低学歴の夫婦は、雇用状況の悪化の影響を大きく受けており、低学歴と失業（無業）の関連の強さもうかがえる。

5. 女性と世帯の就業傾向

一九七〇年代には、無業の女性のうち九五％が、「働く意思のない」者であり、「失業者」にあたるのは、わずか五％であった。しかし、二〇〇二年には、無業の女性のうち二二％が「失業者」となっている。

また子供がいる夫婦世帯のうち、片稼ぎ世帯すなわち夫婦の一方しか就業していない家庭についてみると、一九七五年にはその九八％が、「夫が就業し、妻は働かない（主に専業主婦）」ケースであった。この割合は、徐々に減少し、二〇〇二年には、八八％となっている。

さらに、片稼ぎの原因をみると、「失業」がその原因である世帯の割合は一九七五年にはわずか六％であったが、この割合は、徐々に増加し、一九八七年には二二％、一九九四年には、三〇％を超えた。ただしその後、この割合は減少。その理由とし

て、政府による補助金の一つである養育手当の受給条件が変わったことより、女性が労働市場から退出したことが挙げられる（注3）。

しかし、長期的にみれば女性の就業意欲は年々高まっており、労働市場の情勢が厳しいことや、夫との役割分担上、やむを得ず家事労働に従事している者が多いと、INSEEは分析している。

（注1）ここでは、失業者（就業の意思がありながら職に就かない者）または就業の意思のない者。

（注2）「失業者」のみの世帯の有業者が皆無の世帯に注意する必要がある。有業者が皆無の世帯では、失業者だけでなく、働く意思がない者も含まれる。

（注3）一九九四年七月に、養育手当（APE）が子供二人の家庭にも支給されるようになり、子供二人の母親の場合については職業参加にブレキがかかった。一九九四年七月から一九九七年六月までの三年間に、APEの受給家庭は三倍に増加。それに対し、ほぼ同じ期間中に子供が二人（幼い方が三歳未満）ある母親の労働力率は、六九％から五三％へと後退した。なお、APEと母親の労働力率についての関係性については、JIL European Survey of Special Report 5「フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因」（林雅彦、二〇〇三年）に詳しいので、参照されたい。

（国際研究部 町田敦子）

ドイツ／悪化する雇用情勢—法人税率引き下げなど追加策発表

一月に失業者数五〇〇万人台に達し、翌月にかけてさらに悪化したドイツの雇用情勢。連邦政府はこれを受けて対応策を検討し、三月一七日、法人税率引き下げを柱とする景気対策を打ち出した。同日には、シュレーダー首相が最大野党トップと会談し、この対応策について大筋で合意。しかし、財政赤字問題を抱える連邦政府にとって財政出動の余地が限られていることなどから、その効果は限定的との指摘も出ている。

ドイツの二月の失業者数は五二万六〇〇〇人と、前月よりさらに一七万七〇〇〇人増加。失業率も二・六％と、前月比〇・五％上昇している。一月からのハルト第IV法施行により、それまでは生活保護に相当する「社会扶助」を受けていた人の一部が新たに失業者として登録されたことが主な原因だ。それに加え、建設業などで冬に雇用が減少する季節要因が、さらに失業者数を押し上げている。

景気回復の足取りが重いことも事態を深刻にしている。〇四年の実質経済成長率は年間では一・六％だったが、第3四半期から第4四半期にかけてスピードが鈍化。〇五年の成長率見通しについても、五賢人委員会（ドイツの有力研究所で構成する連邦政府の経済諮問委員会）が当初一・四％としていたのを一％程度にまで下げるなど、悲観的な見方が強い。

このような情勢に対し、連邦政府が三月一七日発表した景気対策では、法人税率について、

国税分を現行の二五％から一九％へと六ポイント引き下げるとした。また、四年間で二〇億ユーロを投資し、道路など交通インフラの整備も実施される。労働市場に関する政策としては、高齢の長期失業者を対象とする二億五〇〇〇万ユーロ規模の雇用促進プログラムや、期限を定めた雇用に関する規制（有期の雇用契約を繰り返し結ぶことに対する制限）の緩和などが盛り込まれている。

しかし、今回の減税などによる景気浮揚効果は、限定的であると見られている。財政赤字を増やすことができないため、法人税率の引き下げの財源を、他の課税強化などにより捻出しなければならぬからだ。一七日に行われた、シュレーダー首相（SPD）社会民主党）とCDU（キリスト教民主同盟）のメルケル党首およびCSU（キリスト教社会同盟）のシュトイバー党首による三者会談では、今回の景気対策に大筋で合意した。しかし経済団体、労組、経済研究所などからは、対策の個々のメニューについて批判も出されている。今回取り上げられなかった政策の検討も含め、国内での論議が続いている。

（国際研究部 主任調査員 吉田和央）

アメリカ／法令遵守（コンプライアンス）が厳しく問われるウォルマート

全米各地で世界最大の小売業者ウォルマートの法令遵守（コンプライアンス）が厳しく問われている。二月には、一九九八年から二〇〇二年にかけて全米二四店舗におけるチェーン・ソーやフォークリフトなど危険器具・機械使用を伴う就労を児童に行わせた児童労働法違反を理由に、一三万五五四〇ドルの罰金処分を受けた。ウォルマート側は容疑を否定するものの、罰金の支払いを承諾したほか、①一四歳以下の児童を雇用しないこと②一八歳以下の従業員にフォークリフトの操作による段ボール箱の運搬等をさせないことに同意している。

度重なるウォルマート労働法令違反

米国児童労働法は、一八歳以下の労働者による危険器具・機械使用を伴う労働を禁じている。ウォルマートが児童労働法違反で罰金を科せられるのは、今回が初めてではない。二〇〇〇年三月には、メイン州の二〇店舗における児童労働違反で二〇万五五〇〇ドルの罰金処分を受け、また、二〇〇四年一月には、全米一二八店舗への査察により一三七一件の児童労働法違反が発覚。その大半は、未成年者によ

海外労働事情

る長時間労働、深夜労働を含む就業を理由とするものだ。

これに続きウォルマートは三月、各店舗の清掃業務に従事する数百万人に及ぶ不法移民労働者の使用をめぐり一〇〇万ドルの罰金命令に応じた。これら不法移民労働者は派遣会社を通じて「不法」である事実を認識せずに雇い入れたため、ウォルマート側は、刑事責任については否定。罰金額は、不法移民労働者に関するケースでは過去最高額だが、刑事訴追は免れた。

また、今後の採用にあたっては、①自社採用の従業員のみならず派遣業者からの労働者の雇い入れについても移民法遵守の確認を徹底する②店長クラスに対し雇用・採用関連の教育を実施する——と合意している。なお、派遣会社一二社は刑事責任を追究され、罰金四〇〇万ドルの支払いを命じられている。

環境保護法違反を巡る訴訟も

こうしたウォルマートの法令遵守を求める動きは労働法分野に限らない。カリフォルニア州で現在進行中のスーパーセンター④店舗の新規建設プロジェクトは、環境保護法違反をめぐる訴訟で中断している。同訴訟は、建設反対派グループを代表する弁護士が、建設を許可した

同州約三〇市を相手取って提起したもの。建設許可の撤回はおそらくないが、反対派グループの狙いは、建設プロジェクトの遅延によりウォルマート側に多額の損失を被らせ、建設中止を余儀なくさせることだ——とメディア（アソシエーテッド・プレス）は報じている。

（国際研究部）

デンマーク／右派・中道連立政権が新政策プログラムを発表

二月八日の総選挙で統投が決まった自由党と保守党の連立政権は、向こう四年間の政策プログラム「新たな目標」を発表した。労働分野では「さらなる雇用創出」をスローガンに、①移民のより積極的な労働市場参入を推進し、二〇一〇年を目処に二万五〇〇〇件の新たな雇用を創出②同一労働・同一賃金の原則をより徹底させる手段として、既に公的部門で導入されている「男女別賃金統計データ」の作成を民間部門でも義務化——などの政策を発表した。高齢者の職場参加を促進し、二〇一〇年を目途に七五〇〇〇件の雇用を創出、失業保険基金の自由選択な

どの政策も盛り込んでいる。

移民の積極的な雇用

二〇〇五年一月のデンマークの失業率は五・六％と比較的低い水準を保っている一方、移民の失業率は一〇・四％と極めて高く、移民の雇用が大きな課題となっている。

このような状況の中、国と国家公務員組合連合（CFU）は二月二四日、移民の積極的な雇用を目的とする「スタート賃金」制度の導入に合意した。同制度は、通常の初任給の八〇％の賃金で国の各種機関が移民をフルタイム雇用（週三七時間）する制度で、デンマーク語の語学力が不足しており、職業専門教育あるいは専門教育を受けていない移民一世及び二世を対象としている。当該雇用者には週三七時間のうち二〇％（七・四時間）を利用し、スキルアップのための訓練、研修、卒業後教育等のコースに一年間参加することが義務づけられる。さらに就業後一年が経過した時点で雇用者の能力・技能が評価され、労働協約に基づく通常の雇用条件適用の是非が判断される。

男女別賃金統計データ作成の義務化

二〇〇二年、地方自治体の職

員組合連合（KTO）と地方自治体連合が締結した労働協約では、同一労働・同一賃金の原則を徹底させるために、地方自治体職員の男女別賃金統計データを作成する条項が盛り込まれた。同協約は公的部門のみ適用される。政府は民間部門の男女間賃金格差を是正するツールとして、従業員三五人以上の企業に対して、男女別賃金統計データの作成を義務化する意向を示した。

二〇〇四年一月に公表された公的部門職員の賃金統計によると、アムト（県）及びコムーネ（市）の女性職員は合わせて四五万三〇八〇人で、平均給与は月二万五二三八クローネ（一クローネ＝約一八・六円）。他方、男性職員は一三万八五六三人で、平均給与は月二万九二六六クローネとなっている。男女別賃金統計の他、地方自治体では、職種別男女職員の割合に関する統計資料も作成している。

（国際研究部）

韓国／外国人雇用許可制度で一万八〇〇〇人を新たに受け入れ予定

二〇〇四年八月から導入されている外国人雇用許可制度の下では、雇用主は国内の労働者の

現行		改正後	
国内労働者数	割当て	国内労働者数	割当て
4人以下	2人以下	10人以下	5人以下
5~10人	5人以下		
国内労働者数の50%を超えないことが要件		撤廃	

注）国内労働者は社会保険を適用される者。

採用が困難な場合に、補助手段として外国人労働者を雇用することができる。政府の外国人労働者政策委員会が三月二日に発表した「二〇〇五年外国人労働者需給計画」によれば、二〇〇五年は外国人の雇用需要の

うち、一万八〇〇〇人が新たに認められる。現在外国人労働者を雇用している企業は彼ら（不法就労者も含む）出国させると同時に、新たな雇用申請ができる。今年下半期の受け入れ人数は、上半期の不法滞在者の出国数、受け入れ人数等をもとに再調整されることになっている。

また、政府は外国人雇用許可制度について次のような見直しを行うことを明らかにした。

- 一事業所につき一制度（Ⅱ産業研修生を雇用している雇用主は同制度を利用できない）の原則の廃止

○雇用が認められる外国人労働者の数割当て数の変更（表

参照。

○国内労働者の募集に関する義務づけ期間の短縮

現行一カ月を七日（新聞、広告等で募集を行う場合は三日）
○初めて韓国に入学する外国人労働者に対する試用期間（三カ月）の導入 外国人労働者の語学能力、適応性、生産性を高めるとともに、採用までの期間の短縮を図る。

（国際研究部 主任調査員

横田裕子）

タイ／女性の地位、アジアでトップ

三月八日の国際女性デーにシンガポールで開催されたアジア太平洋女性大会。大会に参加した一カ国中、タイの女性は社会的に最も高い水準を保っているとの報告がなされた。この報告は、マスターカードインターナショナルによる、アジア太平洋一三カ国各国の三〇〇～三五〇人の女性を対象にした、女性の社会参加や教育水準、婚姻状態、収入などについての調査結果に基づくもの。

日本は韓国、インドネシアと並び最下位

報告の中で、高学歴の女性の多さが決まるとなり、タイは九二・三ポイントをマークし、調査中第一位となった。第二位はマレーシアで、既婚女性の社

会的地位が高いことが特徴となっている。マスターカードインターナショナルのユワ氏は、タイ社会が女性の進出に寛大な社会であり、ここ数年のタイの家計所得の向上に大きく貢献することになるであろうとコメントしている。一方、最下位は日本、韓国、インドネシアとなっている。

他方、同日タイで開催された女性の権利に関するセミナーにおいては、NGO活動家や研究者、政府関係者が出席し、一九九五年の北京行動要領（B P F A）が、未だタイでは達成できていないことを指摘する報告があった。B P F A（Beijing Platform for Action）とは、女性に関する教育、貧困、健康、紛争、平和などに関する一二の達成目標。

マヒドン大学のクリティヤ教授は、タイの社会、特に性産業が阻害要因となっており、この一二カ条は達成できておらず、状況は逆に悪化していると報告した。その理由として、タイ社会が女性の社会進出には寛大であるとしながらも、社会のメインストリームがジェンダー問題に対して関心が薄いことを挙げている。また、同教授は近年警察官による女性へのレイプ事件や国家公務員のセクシャルハラスメント問題が増加していることも懸念材料であることを付け加えた。

【参考】Bangkok Post, 二〇〇

五年三月八、九日

（国際研究部）

中国／二〇〇五年経済社会発展のための政府政策目標—第一期全国人民代表大会者会議第三回会議報告より

二〇〇五年三月三日から四日までの二日間、中国の国会にあたる全国人民代表大会（全人代）が開催された。全人代は毎年一回三月に開催されるもので、間接選挙で選ばれた全国の各省・直轄市からの二九〇〇人以上の代表者により、当該年度の法案、予算、国家の最重要政策などが議論され決定される。今年の全人代では、台湾問題

で「反国家分裂法」を成立させるなど政治的話題が主な焦点としてマスコミで取り上げられたが、経済社会政策についてもその措置への積極的取り組み方針が議論され確認されている。特に、二〇〇五年は第一〇次五年計画（二〇〇一年～二〇〇五年）の最終年にもあたるため、鄧小平が唱え、現在中国の経済社会発展のバックボーンとなっている「三つの代表」（注）の実現と中国経済社会の持続的発展可能性が問われる年であるといえる。

二〇〇四年の中国は、国内総生産が一三兆六五・一五億元に達し、経済成長率も九・五％とい

う高い数字を記録することができた。WTO（世界貿易機構）加盟後、外資の誘致導入も順調に進展、改革開放以降の構造調整の課題であった国有企業の下崗（リストラ）労働者の再就職の問題にも積極的に取り組み、都市では九八〇万人が新規に就職を実現した。都市登録失業率も四・二％と当初目標の四・八％を大きく下回ることができた。

政府は二〇〇五年度においても、社会主義市場経済下の経済システムの調整を経済のマクロコントロールによりさらに進め、次の「第一次五年計画」の策定を意識しながら、経済成長を達成するための戦略を強化していく方針を明らかにしている。二〇〇五年の具体的政策目標は、①GDP成長率を八％前後とする②消費物価上昇率を四％台に安定させる③中央財政赤字を建て直すなどのほか、貧困対策として地方政府へ財政援助を強化するとともに農業税の減額を行うなど、経済の持続的発展、地域格差の解消などをめざす。

労働関連分野では、新規都市労働者の自然増、一一〇〇万人の復員専門軍人、高校・大学卒業生等の求職者、一三〇〇万人の失業者と下崗労働者の存在を見込み、このうち九〇〇万人の都市での新規就業の実現をめざし、失業率は、四・六％に抑える—など積極的的就業政策の実施を国全体で達成していく方針

を明らかにした。特に、再就職支援のために一〇九億元の予算が中央財政から措置され、前年比で二六億元が増額される。さらに、国務院は、産業事故が頻発している生態改善に向け、国と地方の安全生産設備建設のために三〇億元を予算化することも決定した。

また、懸案の「三農」問題（農業の低い生産性、農村の近代化の遅れ、農民の低い所得、福祉など）について、温家宝首相は「農村の現代化無くしては全国的な現代化を達成できない」という考えのもと、①農村改革②農村生産力の整備強化③農村での教育、科学技術普及のための社会事業④直接選挙の実施—の民主化の推進など四つの項目を重点活動として政府は取り組む方針であることを明らかにしている。

【注】

二〇〇二年二月、当時の江沢民総書記が、「共産党は①先進的な生産力の発展の要諦 ②先進的文化の前進方向 ③広範な人民のための根本利益の三つを代表する」と提唱した方針。これは、「市場経済化が急速に進展する今日、共産党が労働の代表にとどまらず、私営企業家をも代表するという方針を示したものである。

（国際研究部 主任調査員

野村かずみ）